

①社会福祉充実財産の算定

(財産あり)

(財産なし)

社会福祉充実財産の算定結果の届出

②社会福祉充実計画原案の作成

(地域公益事業を行わない場合)

(地域公益事業を行う場合)

③地域協議会等からの意見聴取
(法第55条の2第6項)

④公認会計士・税理士等からの意見聴取
(法第55条の2第5項)

⑤評議員会の承認
(法第55条の2第7項)

⑥所轄庁への申請

⑦計画に基づく事業実施